

実務展望

# てんぼろ

一般社団法人 東京都溶接協会  
 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会  
 株式会社 三浦事務所  
 発行所・東京都江東区大島三丁目1番11号  
 産学協同センター  
 電話 03-3685-5700 (代表)  
 編集発行人 三浦 繁夫 © 2012  
 毎月1回1日発行 定価 100円・〒共



### <江東区総合防災訓練> (都立木場公園)

編集部撮影

江東区は防災関係機関等と連携して災害に対処する訓練を木場公園ほか4カ所の小学校等を会場に、自助・共助の防災行動力を高めるため地域訓練を毎年実施しています。写真は9月2日に行われた総合訓練に災害協力隊として登録している東京都溶接協会(会長横田文雄氏・横田アスコム(株))の溶接作業車両です。(カラー版は <http://www.miura21.co.jp> でご覧いただけます)

## ガス溶接作業主任者受験準備講習会

日時：平成24年11月21日(水)・22日(木)  
 午前9時30分～午後5時

会場：産学協同センター  
 東京都江東区大島3-1-11

受講料：会員26,000円・一般30,000円(テキスト代含む)

試験日：平成24年12月6日(木)

一般社団法人 **東京都溶接協会**

TEL：03-3685-5448

FAX：03-3682-4902

URL：http://www.jwes-1st.jp

## 「クレーン運転業務特別教育」

### 開催のご案内

つり上げ荷重5トン未満のクレーン運転業務は、特別教育を受けた者でなければ業務につかせてはならないと定められております。当協会では、下記の日程により講習会を開催します。

開催日：平成24年12月11日(火)・12日(水)

会場：ボイラ・クレーン安全協会 5階講習会場

受講料：11,600円(テキスト代を含む)

※お問い合わせ、資料請求は下記へどうぞ

公益社団法人 **ボイラ・クレーン安全協会**  
**東京事務所 教育部**

〒136-0071 江東区亀戸1-28-6 タニビル5階

電話 03-3685-5222 FAX 03-3685-5746

URL <http://www.bcsa.or.jp>



平成24年度

# 全国労働衛生週間

10月1日～7日

労働衛生週間は、働く人の健康の確保・増進を図り、快適に働くことができる職場づくりに取り組む週間です。

### 趣旨(抜粋)

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第63回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

また、我が国の自殺者三万人超のうち約二七〇〇人が勤務問題を原因・動機の一つとしていること、メンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者が少なからずいること、精神障害等による労災認定件数が高い水準で推移していること等から、職場におけるメンタルヘルス対策の取組みが重要な課題となっている。

第11次労働災害防止計画は今年が最終年となることから、以上の

状況を踏まえ、その目標達成に向けて、事業者等が労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づいた措置の実施の促進等に着実に取り組む、健康を確保する必要がある。また、事業者や管理監督者、産業保健スタッフ等によるメンタルヘルスケアの積極的推進により、労働者がメンタルヘルスに関する措置を受けられる職場を実現することが求められている。さらに、労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図る観点から、受動喫煙のない職場の実現を図ることが重要である。

このような観点から、今年度は、

「心とからだの

健康チェック

みんなで進める

健康管理」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

## 平成24年度 全国溶接技術競技会

### 東京都代表で出場

被覆アーク溶接の部

小山 仁さん (株鈴三テクノ)

炭酸ガスアーク半自動溶接の部

持田真人さん (津覇車輛工業株)

目指せ！ 優勝

宮崎県で開催

平成二十四年度(第58回)全国溶接技術競技会は、十月六日(土)、七日(日)の両日、宮崎県宮崎市の宮崎県工業技術センターで開催されます。

本紙9月号でお知らせした通り、東京都溶接協会からは、被覆アーク溶接の部に小山仁さん(株鈴三テクノ)、炭酸ガスアーク半自動溶接の部には持田真人さん(津覇車輛工業株)の二名が出場します。お二人の活躍が期待されます。



開会式会場



競技会場

(写真は昨年の岡山大会)

## あなたも出場してみませんか!



競技風景

平成二十四年度  
第50回ボイラー溶接士溶接技能競技  
全国大会の開催について

公益社団法人 ボイラー・クレーン安全協会

厚生労働省後援・日刊工業新聞社協賛の技能競技全国大会は、左記のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

●開催期日 平成二十五年一月二十五日(金)

●開催場所

産学協同センター

T360072 江東区大島三十一

●申込締切日

平成二十四年十二月十一日(火)

※なお、大会の申込みと参加資料の請求は左記まで。

公益社団法人 ボイラー・クレーン安全協会 教育部  
〒136-0071 江東区亀戸6-41-20 機缶健保会館  
TEL 03-3685-2141 FAX 03-3685-2189  
E-mail honbu.kyoubu@bcsa.or.jp



# < 労務管理に関わる諸制度変更のご案内 >

## 1. 最低賃金が改定になります。

各地の最低賃金額が公表されました。東京都の最低賃金は10月1日より時間単価 850 円となります。これは前年比で 13 円の増加となります。最低賃金は、臨時労働者・パート・アルバイト等の雇用形態にかかわらず、一部の例外を除いて全ての労働者に適用されます。なお、派遣労働者については、派遣先地域の最低賃金が採用されます。

### (1) 最低賃金の確認方法

- ① 時間給制の場合  
時間給 ≥ 最低賃金額(時間額)
- ② 日給制の場合  
日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)  
ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、  
日給 ≥ 最低賃金額(日額)
- ③ 月給制の場合  
月給 ÷ 1箇月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)
- ④ 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合  
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

### (2) 最低賃金の計算にあたって除外されるもの

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 賞与など、1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③ 時間外労働、休日、深夜労働手当。
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

### < 関東1都6県の最低賃金 >

地域	最低賃金(従前)	差額	発効日
栃木	705 (700)	5	平成24年10月1日
群馬	696 (690)	6	平成24年10月11日
茨城	699 (692)	7	平成24年10月6日
埼玉	771 (759)	12	平成24年10月1日
東京	850 (837)	13	平成24年10月1日
千葉	756 (748)	8	平成24年10月1日
神奈川	849 (836)	13	平成24年10月1日

## 2. 改正高齢者雇用安定法が成立

改正高齢者雇用安定法が平成24年8月29日に成立し、9月5日に公布されました。これにより、平成25年4月1日の施行以後は65歳以上までの雇用確保が義務化され、労使協定による再雇用者の選別ができなくなります。これは、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられるのに伴うものであるため、報酬比例部分の支給開始年齢以後のものについては、これまでの協定による除外は可能となります。

なお、健康面で就労に問題のある者の取り扱いについて、今改正で除外を認める等の記述が見当たらないため、今後何らかの方針が発表される可能性があります。法施行まで時間がありますので、就業規則の早急な改定は早計かもしれません。

### (1) 主な改正内容

- ① 労使協定に定めた基準による、再雇用者選別の禁止。  
ただし、老齢厚生年金の報酬比例部分が受給できる年齢に達した者については、それ以後の再雇用について協定に批准することはできる。
- ② 継続雇用先は従前の企業に限らず、関連の企業までを対象とする。
- ③ 義務違反の企業に対する公表
- ④ 高齢者等職業安定対策基本方針の対象年齢を65歳以上までとする。

### (2) 労働者の希望に応じた雇用確保義務年齢

報酬比例部分の支給開始年齢の段階的引き上げに伴う、雇用確保義務のある年齢は次のとおりとなります。

雇用確保義務年齢	生年月日
61歳到達まで	男性 昭和28年4月2日 ～昭和30年4月1日
	女性 昭和33年4月2日 ～昭和35年4月1日
62歳到達まで	男性 昭和30年4月2日 ～昭和32年4月1日
	女性 昭和35年4月2日 ～昭和37年4月1日
63歳到達まで	男性 昭和32年4月2日 ～昭和34年4月1日
	女性 昭和37年4月2日 ～昭和39年4月1日
64歳到達まで	男性 昭和34年4月2日 ～昭和36年4月1日
	女性 昭和39年4月2日 ～昭和41年4月1日

# 「一人でも雇ったら、必ず入るもの。それは『労働保険』です。」

## —10月は労働保険適用促進月間です—

労働保険(労災保険・雇用保険)は原則一人でも従業員を雇っている事業については加入が義務づけられています。

労災保険とは労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため、必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図る事業も行ってあります。

雇用保険とは、労働者が失業した場合及び継続が困難となる事由が生じた場合に労働者の生活の安定及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するために必要な給付を行うものです。また、事業主の方には、景気の変動などにより事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、労働者を休業させ又は教育訓練を受けさせることにより支給される雇用調整助成金等の各種助成金があります。

### ◆加入等に関するお問い合わせは◆

- 労災保険——亀戸労働基準監督署(江東区) 労災課  
☎ 3685-5121  
江戸川労働基準監督署(江戸川区) 労災課  
☎ 3675-2125
- 雇用保険——木場公共職業安定所 雇用保険適用課  
☎ 3643-8606



